

兵庫県食肉検査システム 改修・運用保守業務調達仕様書

令和8年10月

兵庫県保健医療部生活衛生課

目次

第1章 調達概要

第2章 情報システムの機能要件

第3章 情報システムの非機能要件

第4章 情報システムの構築導入

第5章 運用保守要件

第6章 特記事項

別添 帳票要求一覧（食鳥検査）

第1章 調達の概要

1 調達件名

兵庫県食肉検査システム改修・運用保守業務調達

2 背景と目的

兵庫県（以下「県」という。）では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、管轄する食鳥処理場において食鳥検査業務を実施している。

現在、食鳥検査に係る検査結果及び疾病情報等については、紙帳票により記録し、職員が作成した Microsoft Access に入力し、集計及び保存しているが、作業が煩雑であり、入力作業、集計作業及び報告資料作成に多くの時間を要している。

また、Access の開発者が退職しておりメンテナンスが厳しい状況になっており、データの保存性も不安がある状況である。

あわせて、食鳥検査データは、衛生管理、疾病発生状況の把握、全部廃棄等の状況確認、統計資料作成及び関係機関への報告に利用されるものであり、正確性、検索性、集計性及び継続的な保存性が求められる。

これらの状況を改善するため、食鳥検査結果を電子的に管理し、日次、月次及び年次の統計処理並びに帳票作成を効率化する食鳥検査システム（以下「本システム」という。）を導入する。

なお、県においては導入予定食肉検査システム及びその機器があることから、本業務は当該環境を活用し、食鳥検査業務に必要な機能を追加導入することを目的とする。

3 用語の定義

No	用語	内容
1	食肉衛生検査所（検査所）	兵庫県食肉衛生検査センター、淡路食肉衛生検査所、但馬食肉衛生検査所の3所属をいう。
2	食鳥検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき実施する検査業務をいう。
3	食鳥処理場	県が所管する食鳥検査の対象となる大規模食鳥処理施設をいう。
4	食肉検査システム	県において別途導入又は運用される食肉検査業務用システムをいう。
5	システム機器	食肉検査システム使用のために県が保有し、本業務において利用する予定のパソコン、タブレット、プリンタ、ネットワーク機器、外部記憶媒体等をいう。
6	本システム	本業務により構築、導入及び運用保守する食鳥検査システムをいう。

4 契約期間（納入期限）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 現行の業務概要

■食鳥検査

- （1）食鳥処理場から、検査日、処理場、処理羽数、ロット等の検査対象情報を受領する。
- （2）食鳥検査員は、食鳥処理場において検査を実施し、検査結果、疾病情報、全部廃棄等の情報を記録する。
- （3）検査終了後、食鳥検査員は検査結果を紙帳票に記録し、帰所後、Microsoft Access に入力する。
- （4）日次、月次及び年次の統計資料を作成し、処理羽数、疾病別件数、全部廃棄件数等を集計する。
- （5）関係機関への報告、内部確認、過去データ照会等に必要な帳票を作成、出力及び保存する。

現行業務では、検査結果の転記、帳票作成、集計処理及び過去データ検索に手作業が多く残っているため、入力誤り、集計誤り、資料作成の負担及び確認作業の負荷が課題となっている。

6 調達範囲、システムの概要

(1) 調達の基本方針

- (ア) 食鳥検査結果及び食鳥検査に関連する統計情報を適切に管理し、検査結果の効率的な集計、検索、出力及び保存を図る。
- (イ) 本業務は、導入予定のシステム機器に本システムを導入し、食肉検査システムの運用に支障を与えない構成とする。
- 他自治体、食肉衛生検査所又は類似検査業務において導入実績のあるパッケージソフト又は開発済みシステムをベースとし導入を行います。追加機器の調達は原則として本業務に含めない。

(2) 調達の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

構築業務

- ・ システム構築作業（設計、プログラミング、単体試験、結合試験、システム試験及び総合試験）

(3) 運用保守業務

稼働後の運用保守に当たっては、受注者はアプリケーション保守について対応することとする。

(4) 業務機能

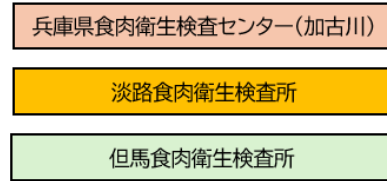
食鳥検査における検査結果の記録、データ処理について以下の機能を有するものとする。

区分	業務機能概要
食鳥検査受付	検査日、処理場、ロット、処理羽数、検査区分等の基本情報を登録、修正、検索できること。
食鳥検査結果管理	疾病名、異常所見、判定結果、措置内容、全部廃棄理由等の検査結果を入力、修正、参照できること。
全部廃棄管理	全部廃棄に係る理由、数量、処理場、検査日等を管理し、集計及び帳票出力できること。
疾病管理	疾病名、疾病分類、検査区分等をマスタ管理し、日次、月次及び年次の疾病別集計ができること。
各種帳票	別添の帳票要求一覧に掲げる日次帳票、月次帳票及び年次帳票の表示、印刷及び電子ファイル出力ができること。
検索・照会	検査日、期間、処理場、疾病名、全部廃棄区分、ロット等の条件で検索及び一覧照会できること。
データ出力	登録データ及び集計結果を CSV 又は Excel 形式等で出力し、二次利用できること。

(5) システムの概要

＜現状の検査結果記録、データ処理状況＞

各所の検査員は食鳥検査結果を
現場で紙に手書き記録



※西播磨食肉衛生検査所は現在所管する
大規模食鳥処理場なし

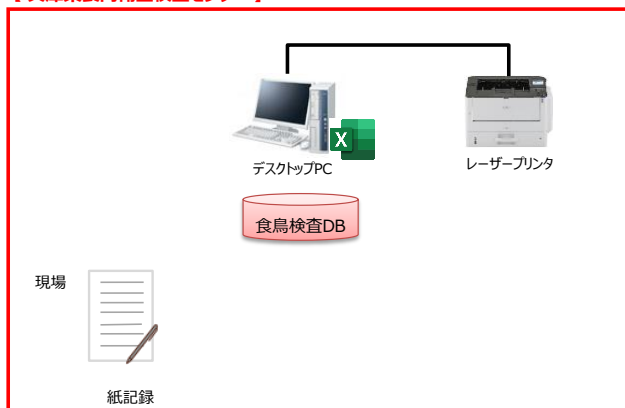
帰所後、紙記録を
Microsoft Accessソフト
(すでに退職した職員が作成した
もの)に手入力



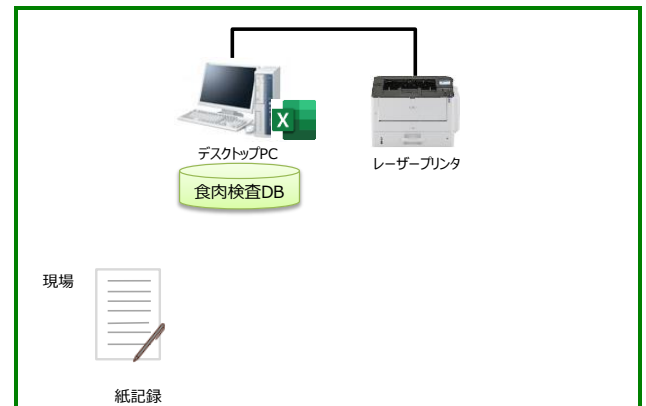
各所で証明書等の帳票出力・統計資料
の作成
申請者に交付・各報告に使用

＜システム導入後＞

【兵庫県食肉衛生検査センター】



【淡路食肉衛生検査所】



【但馬食肉衛生検査所】

本システムは、導入予定のシステム機器を前提として導入する食鳥検査システムである。導入予定の食肉検査システムと同一端末又は同一所属内で運用する場合は、相互にデータ、設定、処理性能、セキュリティ対策及びバックアップ運用へ悪影響を与えない構成とする。

導入予定の環境	本システムで求める対応
PC NEC デスクトップ PC Mate タイプ ML PC-M1T47LZ9AHZR	本システムの導入可否を確認し、必要な実行環境、ライセンス及び設定を明示する。
プリンタ A3 モノクロページプリンタ MultiWriter 4M350 PR-L4M350	帳票印刷が可能であることを確認し、印刷プレビュー及び A4 出力を基本とする。
バックアップ運用	本システムのデータが復旧可能となるよう、バックアップ対象、世代、手順を整理する。
食肉検査システム	端末資源、保存領域、セキュリティ設定等への影響を確認し、必要に応じて切戻し手順を準備する。
ネットワーク環境	導入予定のシステム機器はインターネット環境に接続しない。USB メモリ等を使用してデータの取り出し、取り込みを行うことを基本とする。システムの調整等が必要な保守については電話サポートを原則とする。本システム単独での訪問対応は含まない。

7 スケジュール

受注者は、契約締結後速やかに詳細スケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。スケジュールには、要件確認、設計、構築、試験、本番稼働及び運用保守開始を含めること。

(1) システム要件定義フェーズ

現状分析、課題分析を行い、システムの概念設計を経て、システムに必要な機能や要件を定義する。

- ・ 本仕様書の機能要件について、システムによる実現方針を検討し、確定すること。
- ・ 食鳥検査システム業務フローを作成し、システムによる運用方針を検討、確定すること。
- ・ 導入するシステムの保有する機能と機能要件との機能差異を確認し、対応すること。

(2) 設計フェーズ

パッケージ又は開発済みのシステムをもとに基本設計、詳細設計（入出力設計、コード設計、ファイル設計、データベース設計、信頼性・安全性設計）、プログラミング設計を行う。

(3) 製造フェーズ

設計フェーズの成果物をもとにプログラミング、単体試験を行う。

(4) 移行フェーズ

試行運用、本番環境設定及び本番稼働準備を実施する。

(5) 試験フェーズ

試験フェーズでは、構築したシステムについて結合試験、総合試験及び導入予定の食肉検査システムの環境影響確認を合わせて実施する。

8 納入場所

納入場所は次のとおりとする。ただし、食鳥検査システムの導入、研修及び運用確認の対象施設は、発注者と受注者の協議により決定する。

〒675-0332 兵庫県加古川市志方町横大路 3 6-1
兵庫県食肉衛生検査センター
〒656-0152 兵庫県南あわじ市倭文長田 4 9-1 8
淡路食肉衛生検査所
〒667-0112 兵庫県養父市養父市場 1 2 8 2-8
但馬食肉衛生検査所

9 作業体制

受注者は、本業務を遂行するためのプロジェクト実施体制を敷くこと。

(1) プロジェクト体制

本業務を遂行するためのプロジェクト実施体制を構築すること。

(2) 要員計画

本業務中の要件定義フェーズ、設計フェーズ、製造フェーズ、試験フェーズ、廃棄フェーズを遂行するために、専任のプロジェクトマネージャーを 1 人割り当てること。

運用フェーズにおいては、個別の責任者（システム運用業務責任者）を割り当てることとし、同時期に並行して遂行する他フェーズのプロジェクトマネージャーとは兼務させないこと。

プロジェクト要員を計画し、要員の情報（プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報）を明確にすること。

外部組織又は協力会社が存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統を明確にすること。

(3) 組織管理・コミュニケーション管理法

本業務におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ発注者と合意すること。

受注者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
受注者は、本業務の実施にあたり、発注者で行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、発注者にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

受注者は、各フェーズの完了にあたり、フェーズを完了と判断する資料を作成し、発注者の承認を受けるものとする。

10 納入成果物

受託者は以下の納入成果物を提出し、発注者の承認を得ること。

(1) システム 一式

(2) 概要設計書等のドキュメント（以下「設計書等」という。）。

なお、設計書等は、書類及び CD-R 又は DVD-R で指定する部数ずつ納めること。

紙媒体で納入する際の用紙の寸法は、原則として日本産業規格 A 列 4 番とする。ただし、必要に応じ A 列 3 番の使用も可とするが、A 列 3 番を使用する際は、納品時には、A 列 4 番と等しい寸法に折り込むこと。電子媒体で納入するファイル形式は、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 又は Adobe 社の PDF（ファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式とする。

第2章 情報システムの機能要件

1.1 システム要件

(1) システム方式

本システムは、クラウドサービスを前提としない導入予定の食肉検査システムの環境活用型スタンドアロン型の分散システムとし、発注者が導入する予定であるシステム機器上で稼働できる構成とすること。また、各検査所の端末単位で独立して稼働できる構成とすること。

(2) システムの基本要件

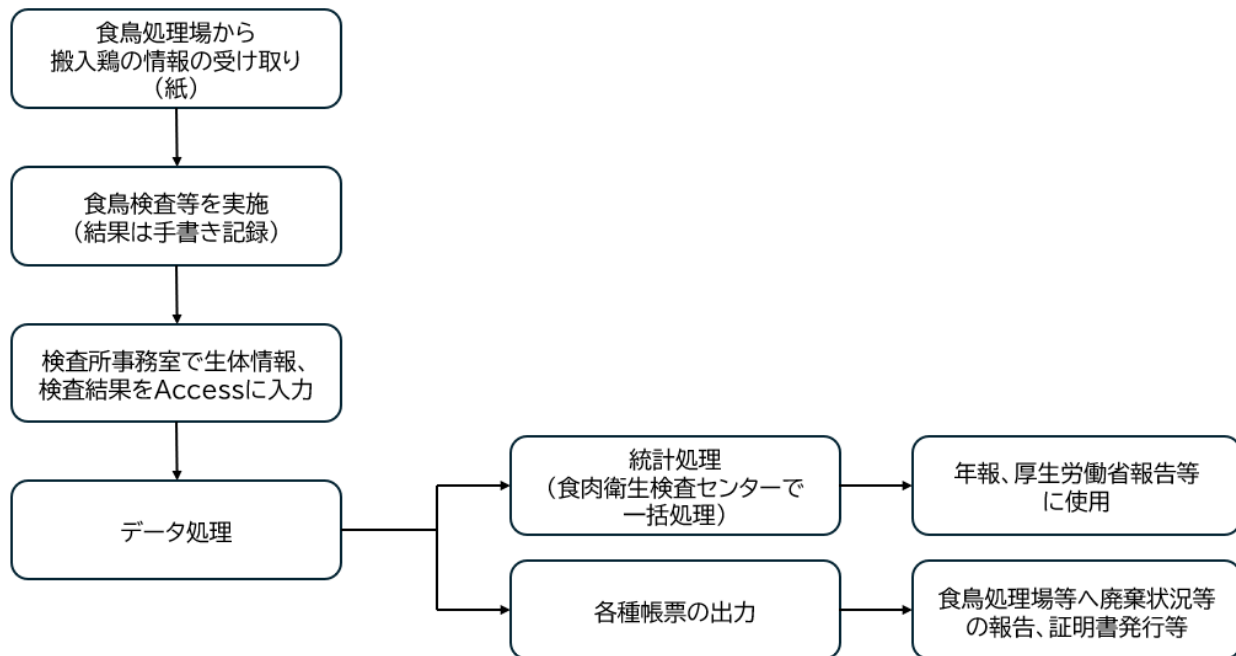
- (ア) システム専用パソコンにてデータをすべて一元管理できるものであること。
- (イ) 食鳥処理場でカウントした結果を、検査所のシステム専用パソコンに入力し、自端末に入力したデータを参照することができること。
- (ウ) 検査結果等の各種データ間で不整合がないかチェックすることが可能であること。
- (エ) 自端末のシステムに入力した検査結果は、日次帳票、月次帳票、年次帳票に自動集計され、電子データでの管理及び帳票として印刷可能であること。
- (オ) 食鳥検査結果の電子データが5年以上は保存可能であること。
- (カ) 受注者は契約後、発注者が導入予定の機器のOS、CPU、メモリ、ストレージ、プリンタ、ネットワーク、セキュリティ対策ソフト、導入予定の食肉検査システムの稼働条件を確認すること。
- (キ) 発注者が導入予定の食肉検査システムの環境に本システムを導入しても、システムの起動、処理性能、データ、バックアップ及びセキュリティ設定に支障を生じさせないこと。
- (ク) 本システムに係るデータは、検査日、処理場、ロット、疾病名、全部廃棄区分等により検索及び集計できること。

1.2 アプリケーション開発・導入の要件

本業務のフローは以下のとおり

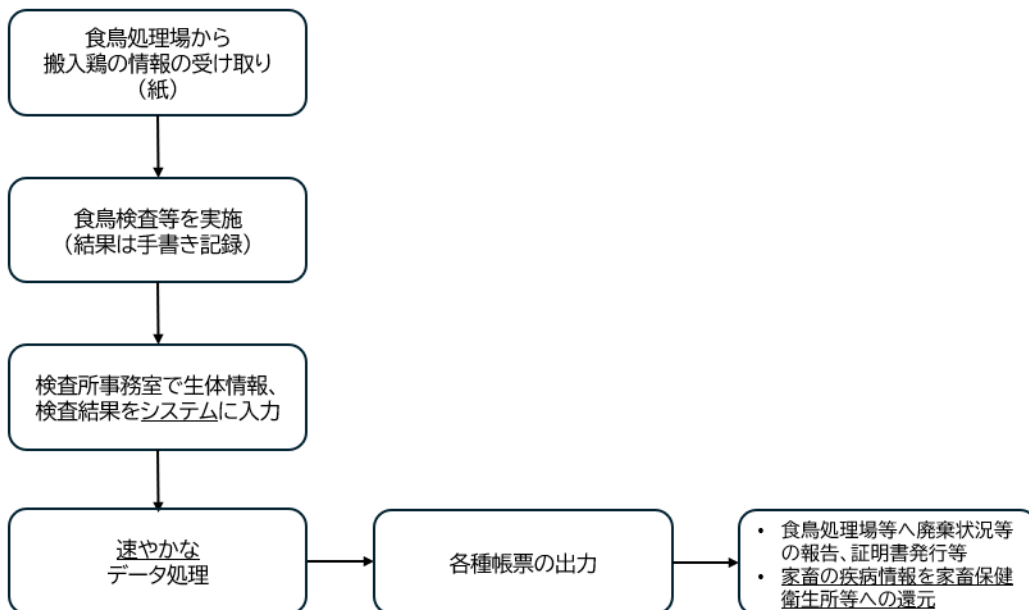
現行

現行



システム導入後

システム導入後



本システムの機能について必要と考える主な機能を次に示す。

(1) 基本機能

- 1-1 ユーザ ID 及びパスワードによりログインし、権限に応じて本システムを利用できること。
- 1-2 検査を実施した検査員、入力者及び修正者を記録できること。
- 1-3 蓄積されたデータは、容易に抽出し、CSV 又は Excel 形式で統計処理や資料作成に利用できること。
- 1-4 日付は和暦及び西暦に対応し、元号改正時にも対応できること。
- 1-5 日付入力カレンダー選択又はキーボード入力ができること。
- 1-6 必須項目の未入力、数値範囲、日付整合性、重複登録等のエラーチェックを行えること。
- 1-7 導入予定の食肉検査システムの動作を阻害しないこと。導入予定のシステム機器の設定を変更する場合は、発注者の承認を得ること。

(2) セキュリティ

- 2-1 業務利用ログとして、接続日時、操作者 ID、端末 ID が 5 年間管理できること。
- 2-2 導入予定の食肉検査システム環境のセキュリティ対策を阻害しないこと。導入予定のシステム機器のセキュリティ設定を変更する場合は、発注者の承認を得ること。

(3) 共通

- 3-1 各種マスタについて、コード、名称及びカナ等による検索ができること。
- 3-2 マスタ検索結果から再検索又は絞り込みができること。
- 3-3 各種マスタデータを CSV 出力できること。
- 3-4 処理場、疾病名、廃棄区分、検査員、帳票分類等のマスタについて、追加、編集及び削除ができること。
- 3-5 マスタ変更履歴を確認できることが望ましい。

(4) 個別機能（食鳥検査）

- 4-1 検査日、食鳥処理場、ロット、処理羽数、検査区分等の食鳥検査受付情報を登録できること。
- 4-2 食鳥検査結果として、疾病名、異常所見、判定結果、措置内容、全部廃棄理由等を入力できること。
- 4-3 検査日又は 1 ロットに対して複数の疾病、異常所見及び処分結果を登録できること。

1 3 試験フェーズ

受注者は、本システムの導入にあたり、機能確認及び既存システムとの連携確認を実施し、その結果を報告すること。

(1) 試験計画

受注者は試験実施に先立ち、試験項目、実施方法及び実施スケジュールを記載した試験計画書を提出すること。

(2) 試験実施

受注者は以下の試験を実施すること。

(ア) 機能確認試験

仕様書に定める機能について、正常に動作することを確認すること。

(イ) 共存確認試験

既存の食肉検査システムと食鳥検査システムが同一 PC で共存するため、お互いのシステムが正常に動作することを確認すること。

(ウ) 環境確認試験

本番環境において、システムが正常に利用できることを確認すること。

(エ) セキュリティ確認

導入するソフトウェア及び利用するミドルウェア等について、既知の重大な脆弱性が存在しないことを確認すること。

(3) 試験結果報告

受注者は試験終了後、試験実施結果及び発見された課題並びに対応内容を記載した試験結果報告書を提出すること。

第3章 情報システムの非機能要件

本システムの機能要件以外の全ての要件は以下のとおりで、本調達においても実現すること

(1) 信頼性要件

複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること。

(2) 可用性要件

原則として、24 時間 365 日利用可能なシステムとすること。

(3) 拡張性要件

スケールアウトを前提として、容易に機器の拡張が可能なシステム構成とすること。

発注者の組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるよう考慮すること。

システム変更の際にデータ移行が可能なこと。

技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

(4) 使用性要件

システムに熟知していない職員であっても、最低限の操作説明で使いやすいシステムであること。

運用者に対し円滑な業務運用が可能となるよう、操作マニュアルの提供及び操作研修を行うこと。

1.4 性能

本システムは、発注者が通常業務で想定する食鳥検査データ量及び利用者数において、入力、検索、集計及び帳票出力が業務に支障のない応答時間で完了すること。

年度単位、月単位、処理場単位、疾病単位等の集計処理において、実用的な時間で処理できること。導入予定の食肉検査システムの通常利用に支障を与えないこと。

1.5 情報セキュリティ

県情報セキュリティ対策指針に準拠したシステムとし、不正アクセス、コンピュータウイルス、情報改ざん、漏えい、破壊等への適切なセキュリティ対策を講じ、次のとおり安全性・信頼性を確保すること。

(1) 受注者は、情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行うとともに、セキュリティホール（脆弱性）を塞ぐため、速やかに最新のパッチを適用するなど、適切な対策を講じること。また、必要に応じて、対策の実施状況について、発注者に報告すること。

(2) 受注者は、不正アクセスや不正侵入、情報の改ざん、漏えい、破壊の他、マルウェア感染や感染拡大など、様々な情報セキュリティインシデントの発生リスクの可能性を評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じること。

- (3) 受注者は(2)に掲げる情報セキュリティインシデントが発生した際は、直ちに発注者に報告するとともに、被害拡大防止、原因特定、再発防止策を講じること。
- (4) 受注者は、本業務に従事する者に対し、メールの宛先誤りや Bcc などのメール宛先設定誤り、システムやアプリのアクセス制御誤りにより、情報漏えい事故が発生しないよう必要な対策を講じること。

第4章 情報システムの構築導入

1.6 導入に関する要件

(1) 資料提供

- (ア) 受注者から発注者に対し、本業務に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (イ) 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (ウ) 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- (エ) 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他の処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(3) 著作権

本業務によって作成された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託料の支払い完了をもって県に帰属するものとする。

ただし、受注者又は第三者が従前から保有する著作物及びパッケージソフトウェアに係る著作権は当該権利者に留保されるものとする。

受注者は、成果物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

第5章 運用保守要件

運用フェーズ及び保守フェーズにおけるサービス要件は、次のとおりとする。

(1) システムの稼働について

システムは、使用中は原則停止してはならない。万が一停止した場合は、早急に復旧させること。

(2) システム障害時の一次切り分け許容時間

システム障害又はセキュリティ事案発生時における一次切り分けに要する時間は、24 時間以内とする。

(3) 問合せ対応

電話又は電子メールによる。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

問合せ対応は、問合せから 24 時間以内（土日、祝日を除く）とする。ただし、セキュリティ事案発生時やシステム障害等業務に支障をきたす事案、その他緊急を要する事案については、別途協議の上対応を検討する。

I 運用フェーズ

対象システムを正常に稼働させるために必要な作業を行う。

受注者は、次の各項で定める委託業務を、発注者の指示により実施するものとし、受注者が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

(1) システム運用業務

(ア) システム操作関係業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム運用に必要なシステム操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

(イ) システム構成管理業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム運用業務責任者の管理の下、ソフトウェア保守業務責任者及びハードウェア保守業務責任者と調整し、ソフトウェアの改修等に対応して、システム変更時のシステムの構成管理を行う。

(ウ) システム障害対応業務

受注者は、システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合の問題の一次切り分け並びに対応の指示及び発注者への報告を行う。

(エ) ログ管理業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システムにおけるログの収集及びログの解析を行う。

(オ) システム運用付随業務

① 問い合わせ対応（又はヘルプデスク）

受注者は、発注者からのシステムに関する問い合わせの対応及び利用者からのシステムに対するヘルプデスク業務を行う。

② 会議の運営

受注者は、当該月の業務執行記録等及び最新の構成情報に関する報告書を提出する。

③ コンサルティング

受注者は、発注者の指示に基づき、システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なシステム運用の提案、個別依頼事項に基づくシステムの調査を行い、発注者に報告するなど、当該システムにおけるコンサルティングを行う。

II 保守フェーズ

本システムに不具合が生じた場合又は不具合が生じるおそれがある場合は、システム及びデータの修補を行うこと。

(1) システム保守業務

発注者が想定している運用保守業務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 対応時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。（開庁日のみ）

リモート保守が不可のため、システム問合せや運用支援については、電話やメールでの対応とする。

(イ) 対象

本業務で構築するソフトウェア。

(ウ) 対応方法

- ・バックアップ管理、可能な限り自動化すること。
 - ・導入後の維持管理経費が、必要最小限であること。
 - ・ジョブ等は予めスケジューリングにより自動で実行すること。これにより日々の操作が必要ない、容易な保守管理が実現できること。
 - ・制度変更への対応は、パッケージソフトウェアの根幹に影響を及ぼす大幅な制度改正を除き、カスタマイズによる個別対応ではなくパッケージのバージョンアップ（運用保守業務にて契約するパッケージ利用料・保守料）で極力対応すること。
 - ・障害発生時の緊急連絡体制を構築すること。
 - ・障害等で現地対応が必要な場合は、1 営業日以内（困難な場合は翌営業日）に現地に到着し、対応を開始すること。
 - ・障害の原因を明らかにし、恒久的な対応策を実施し、再発の防止に努めること。
- また、対応状況について、適時発注者に報告すること。

(エ) サービス水準要求（SLA）

本業務に係る契約の際に SLA を締結するものとする。本業務で提供されるサービスレベル項目、設定値及び測定方法を次の項目を踏まえ提案すること。また、サービスレベルの評価、見直しも定期的を実施することとする。

なお、SLA の提案は、サービスレベルのモニタリングの実施方法及びレベルの基準値を満たすことができなかった場合の対応期限、サービス対価の減額等も含めることとする。

- ・サービス品質：現地対応が必要な場合は 1 営業日以内に現地対応開始。
困難な場合は翌営業日対応開始。
- ・性能：入力された検査データがシステムへ正常に登録され、検索及び集計処理の対象となる状態まで、入力完了後 5 分以内であること。
- ・信頼性：障害発生時は 1 営業日以内に対応開始
- ・運用業務：サービス提供時間
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

(2) ソフトウェア保守業務

(ア) ソフトウェア改修業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ソフトウェア改修作業を行う。この改修作業には、動作試験も含まれるものとする。

さらに、改修したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともにシステム運用業者に報告する。

(イ) ソフトウェア構成管理

受注者は、システムを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合

は、ソフトウェアの構成管理を行う。

(ウ) 脆弱性対応

ソフトウェア構成管理を踏まえ、新たな脆弱性の情報収集を行い、新たな脆弱性が発見された場合は、速やかな対応を行うこと。

(エ) バージョンアップ及びパッチ適用業務

受注者は、バージョンアップの可否を判断し、その結果、バージョンアップ可能と判断した場合は、バージョンアップ作業を行う。このバージョンアップ作業には、動作試験も含まれるものとする。

さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに発注者に報告する。

バージョンアップ不能と判断した場合には、その旨を発注者に報告する。

(オ) システム復旧業務

受注者は、システムに障害が発生した場合は、バックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その確認後、その結果を発注者に報告する。

また、システム復旧が失敗した場合には、更に一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を発注者に報告する。

(カ) 障害等原因調査業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果をシステム運用業者に報告する。

(キ) ソフトウェア保守付随業務

① 問い合わせ対応

システム運用業務責任者を経由して、発注者からのソフトウェアに対する問い合わせの対応を行う。

② コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なソフトウェアの提案、個別依頼事項に基づくソフトウェアの調査を行い発注者に報告するなど、当該ソフトウェア保守におけるコンサルティングを行う。

第6章 特記事項

1.7 留意事項

(1) 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、発注者は受注者に対し、契約書の定めに従い、履行の追完を請求することができるものとする。

履行の追完方法、追完請求期間、損害賠償その他の契約不適合責任に関する事項は、契約書の定めによるものとする。

(2) 機密保持

受注者は、本業務の履行に関して知り得た情報を、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

受注者は、業務従事者、その他本業務に関与する者に対し、前項と同等の秘密保持義務を遵守させるものとする。

(3) 個人情報及び情報資産の取扱い

受注者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律、兵庫県の個人情報保護及び情報セキュリティに関する規程、契約書に定める個人情報取扱特記事項その他関係法令等を遵守しなければならない。

受注者は、検査情報、施設情報、システム構成情報、ログ情報、バックアップデータその他本業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失、毀損、改ざん、不正利用及び目的外利用が生じないよう、必要かつ適切な管理措置を講じるものとする。

(4) 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に当たり、関係法令、条例、規則、県の情報セキュリティに関する規程及び契約書の定めを遵守しなければならない。

受注者は、本業務に従事する者に対し、法令等の遵守、個人情報保護、情報セキュリティ及び秘密保持に関する必要な教育又は周知を行うものとする。

(5) 知的財産の取扱い

本業務によって新たに作成された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託料の支払い完了をもって県に帰属するものとする。ただし、受注者又は第三者が従前から保有する著作物及びパッケージソフトウェアに係る著作権は、当該権利者に留保されるものとする。

受注者は、県に帰属する成果物について、著作権者人格権を行使しないものとする。また、成果物に第三者が著作権者人格権を有する著作物が含まれる場合は、当該第三者に著作権者人格権を行使させないために必要な措置を講じるものとする。

成果物に、受注者又は第三者が従前から保有する著作物、パッケージソフトウェア、ライブラリ、ミドルウェアその他の権利物が含まれる場合、受注者は、県が本システムの利用、運用、保守、改修、データ移行及び後継システムへの移行に必要な範囲で当該権利物を利用できるよう、必要な利用権限を確保するものとする。

受注者は、第三者の特許権、著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないよう必要な確認を行い、第三者との間で紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決するものとする。ただし、県の指示に起因するものについては、県と受注者が協議して対応を定めるものとする。

1 8 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と受注者が協議して定めるものとする。

別添 帳票要求一覧（食鳥検査）

1 帳票一覧

1 検査結果日計表

1日ごとの検査羽数、廃棄数が食鳥処理場ごとに出力できること。

2 食鳥日誌

1日ごとの食鳥検査結果、措置が食鳥処理場ごとに出力できること。